

## 7 石沢小学校いじめ防止基本方針

### [いじめに対する基本的な考え]

『いじめ』は、被害者はもちろん、加害者にとっても辛く悲惨なものであること、また、どの児童にも、どの学校でも起こりうるものであるということ」を全職員で共通認識し、「いじめは決して許されないこと」といった基本姿勢を全校児童と保護者に伝えていく。そのため、全職員が「いじめ防止対策推進法第2条」をはじめ、文部科学省、秋田県、由利本荘市の基本方針を理解するとともに、その未然防止に関わる研修会等を通じて、全校児童が安心して学校生活を送ることができる取り組みや児童の活動について共通理解し共通実践につなげていく。

### [いじめ対策委員]

校長，教頭，教務主任，研究主任，生徒指導主事，養護教諭

### [いじめの防止]

- ① いじめについての具体的な行為(仲間はずれ，無視，暴力，恐喝，悪口など)について児童や保護者に示し，それは卑怯な行為であり，また，人間として恥ずかしい行為であり決して許されない行為であることも明確に伝えていく。
- ② 「いじめ防止プログラム」の内容を全職員で共通理解し，その活動を各教科，道徳，特別活動等に年間を通して計画的・系統的に取り入れる。活用にあたっては各学団や縦割り活動グループの担当者間，道徳主任，特活主任との連携を密にしていく。
- ③ 学校生活全般において，全職員が生徒指導の三機能(自己存在感の認識・共感的人間関係の構築・自己決定の場の設定)を生かした指導を継続し，授業改善に積極的に取り組む。
- ④ 全職員が全校児童の担任であるという意識で，児童とふれあう場を意図的に設定する。

### [早期発見]

- ① 学級担任と学団職員，教科担当職員で一人一人の児童について観察しながら日常的に情報交換を行い，定例の職員会議で全職員で児童に関する情報交換する場を持つ。
- ② 児童とのふれあいの中で，一人一人の表情やつぶやき，また遊びのグループの様子や縦割り活動などでの様子を注意深く観察していく。
- ③ 年2回実施している児童対象の「石つ子生活アンケート」で，学級に対する満足度や活動に対する意欲，いじめの有無やその内容などの実態を把握し，「なかよし面談」を実施する。
- ④ 年2回実施している保護者対象の個人面談週間で情報交換をし，学校と家庭が連携して，いじめの早期発見に努める。

### [いじめに対する措置]

- ① いじめの情報や気づきがあった場合は，すぐに学級担任や生徒指導主事が中心となり，情報を集める。いじめの被害児童や加害児童，見聞きした児童，関係職員等から詳細な情報を聴き取り事実確認をする。
- ② 関係職員(校長，教頭，生徒指導主事，学級担任，養護教諭，関係機関等)で組織をつくり，情報を共有するとともに，役割分担をしながら指導・支援方法を検討・確認する。必要に応じていじめ対策委員会を開催し，共通理解を図ったり対応策を検討したりする。
- ③ 被害児童に対し，「全力で守る」ことを伝え，寄り添いながら励ます。具体的な支援案を提示し選択させる。
- ④ 加害児童に対して事実関係を確認しながら全体状況を明らかにする。そして「いじめの行為は絶対に認められない」という毅然とした態度をとりながらも，加害児童の内面の切なさも受け止めていく。さらに，被害児童との関係修復に向けて自分ができることを考えるようにさせる。
- ⑤ いじめの事実を両保護者に伝え，今後の指導・支援について確認する。特に被害児童の保護者には，ニーズを聴きながら話し合う。また，指導の経過を随時報告しながら，家庭の協力を仰ぐ。

### [保護者や地域との連携]

- ① 連絡帳を通じて日常的に保護者から児童の様子について情報を得る。
- ② 町内校外指導員会で，登下校時や地域における児童の様子や課題を話し合う。
- ③ スポ少関係者や学校評議員・民生児童委員の方との情報交換会を定期的に開催し，スポ少活動や地域での児童の様子を知る。

### [関係諸機関との連携]

- ① 警察や児童相談所と連携を図るため，生徒指導研究推進会議での情報交換の内容を全職員で共有する。
- ② 外部機関との窓口を設け，必要に応じて医療機関，福祉機関等との連携を図る。